

# 「社会保険の適用拡大への対応状況等に関する調査」 (事業所調査)結果

## 単純(基礎)集計結果

問1. 貴事業所について教えてください。

### (主たる業種)

※事業が複数ある場合でも、売上高がもっとも大きい一つのみ選択、と注釈。

	全有効回答事業所計	建設業	製造業	水道業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業	小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療福祉	(複合サービス事業(郵便局、協同組合など))	サービス業(他に分類されないもの)	公務	その他	無回答	卸売業、小売業計	サービス業計
n数	5,523	700	718	44	82	212	525	534	196	94	167	276	96	286	886	66	483	76	14	68	1,059	1,088		
%	100.0	12.7	13.0	0.8	1.5	3.8	9.5	9.7	3.5	1.7	3.0	5.0	1.7	5.2	16.0	1.2	8.7	1.4	0.3	1.2	19.2	19.7		

### (事業所に於ける雇用者の規模)

	全有効回答事業所計	30人以下	31~50人	51~99人	100~499人	500人以上	1人以上	無回答
n数	5,523	1,797	2,097	993	195	216	142	83
%	100.0	32.5	38.0	18.0	3.5	3.9	2.6	1.5

### (所在地)

	全有効回答事業所計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
n数	5,523	304	77	78	112	61	87	82	90	60	79	179	126	710	234	128	64	87	37	32	129	96	151	331	81
%	100.0	5.5	1.4	1.4	2.0	1.1	1.6	1.5	1.6	1.1	1.4	3.2	2.3	12.9	4.2	2.3	1.2	1.6	0.7	0.6	2.3	1.7	2.7	6.0	1.5

  

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	無回答
n数	55	92	424	194	25	29	32	36	115	176	72	30	51	65	40	225	54	55	61	43	35	65	47	87
%	1.0	1.7	7.7	3.5	0.5	0.5	0.6	0.7	2.1	3.2	1.3	0.5	0.9	1.2	0.7	4.1	1.0	1.0	1.1	0.8	0.6	1.2	0.9	1.6

### (所在地ブロック)

	全有効回答事業所計	北海道	東北	甲信関東	南関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	無回答
n数	5,523	304	497	390	1,249	316	659	819	431	186	585	87
%	100.0	5.5	9.0	7.1	22.6	5.7	11.9	14.8	7.8	3.4	10.6	1.6

問1付問. 企業全体について教えてください。

### (回答事業所を含めた)企業全体の雇用者の規模

	全有効回答事業所計	30人以下	31~50人	51~99人	100~499人	500人以上	1人以上	無回答
n数	5,523	80	607	1,944	742	836	1,051	263
%	100.0	1.4	11.0	35.2	13.4	15.1	19.0	4.8

### (直前の事業年度の経常利益額)

※「営業利益」+「営業外収益」-「営業外費用」と注釈。

	全有効回答事業所計	マインナス	5千万円未満	5千万円未満以上	1億5千万円未満	1億5千万円以上	1億1千万円以上	1億1千万円以上	無回答
n数	5,523	616	1,048	487	1,385	510	834	643	
%	100.0	11.2	19.0	8.8	25.1	9.2	15.1	11.6	

### (経常利益額の3年前との比較)

	全有効回答事業所計	増加した計	減少した計
n数	5,523	1,238	890
%	100.0	22.4	16.1

### (労使関係)

	全有効回答事業所計	労働組合がある	労働組合があるが、労働組合代表者がいない	労働組合は存在しないが、労働協約がある	労働協約は存在しない	労働協約も労働組合もない	無回答
n数	5,523	1,360	480	1,362	2,106	215	
%	100.0	24.6	8.7	24.7	38.1	3.9	

### (労働組合がある場合の組合員範囲)

	全有効回答事業所計	正社員(無期契約)を含むと注釈	正社員(無期契約)の定年後、再雇用者	フルタイム労働者(正社員以外)	パートタイム労働者(正社員以外)	短時間労働者(正社員以外)	無回答	平均選択数
n数	1,840	1,803	487	388	322	9	1.6	
%	100.0	98.0	26.5	21.1	17.5	0.5		

問2 貴事業所では、週の所定労働時間が通常の労働者（いわゆる正社員）より短い、短時間労働者※を雇用していますか。調査シリーズNo.182

※甲種は問わない。また、正社員を定年退職した再雇用者についても、週の所定労働時間が短い場合は含めると注釈。

	事業有効回答	雇用している	雇用していない	無回答
n数	5,523	3,630	1,863	30
%	100.0	65.7	33.7	0.5

問2付問。全雇用者に占める、短時間労働者の人数割合はどれくらいですか。

	事業所計	1割未満	3割未満	5割未満	7割未満	9割未満	9割以上	無回答
n数	3,630	1,614	917	417	329	247	50	56
%	100.0	44.5	25.3	11.5	9.1	6.8	1.4	1.5

問2付問。今後、短時間労働者を雇用する予定はありますか。

	事業所計	ある	わからない(含む)	無回答
n数	1,863	156	1,642	65
%	100.0	8.4	88.1	3.5

問3 短時間労働者（定年再雇用者を含む）を雇用している理由は、何ですか。

(複数回答)	「短時間労働者を雇用している」事業所計	人手を集めやすいから(採用手続きが簡単だから)	採用手続きが簡単だから	正社員(フルタイム)の確保が困難だから	経験・知識・技能のある人を活用したいから	終業・深夜など特殊な時間帯に対応するため(長い営業時間に対応するため)	1日の忙しい時間帯に対応するため	早朝・深夜など特殊な時間帯に対応するため	季節的な繁忙や、突発的な繁忙に対応するため	仕事内容が簡単だから	責任が軽い仕事だから	賃金が割安だから(手当や賞与等が必要ないから)	社会保険の負担が少なく済むから	雇用調整が容易だから	女性や高齢者を活用するため	法律上の雇用義務(高年齢者雇用安定法や育児休業法等)に対応するため	学生アルバイトや若年フリーターを雇用するため	外国人や障がい者を活用するため	その他※	無回答	平均選択数
n数	3,630	777	1,098	1,292	1,329	507	587	732	412	778	469	287	1,079	353	290	237	281	134	3.0		
%	100.0	21.4	30.2	35.6	36.6	14.0	16.2	20.2	11.3	21.4	12.9	7.9	29.7	9.7	8.0	6.5	7.7	3.7			

※「本人が短時間希望している(フルタイムを希望しない)ため」「特殊な業務のため」「定数のため」等の自由記述があった。

問4 短時間労働者（定年再雇用者を含む）を活用している職種は、何ですか。

(複数回答)	「短時間労働者を雇用している」事業所計	管理職	専門・技術職(医療関係)	専門・技術職(教育関係)	専門・技術職(その他)	事務職	販売職(営業を含む)	サービス職(介護関係)	サービス職(飲食関係)	サービス職(その他)	警備・保安職	生産・製造・工程職	輸送・運転職	建設・採掘職	清掃等労働職	その他	無回答	平均選択数
n数	3,630	104	408	224	456	1,728	458	535	365	304	141	441	236	48	705	315	115	1.8
%	100.0	2.9	11.2	6.2	12.6	47.6	12.6	14.7	10.1	8.4	3.9	12.1	6.5	1.3	19.4	8.7	3.2	

問4付問。問4で○を付けたうち、人数がもっとも多い職種は何ですか。

事業所計	「短時間労働者を雇用している」事業所計	管理職	専門・技術職(医療関係)	専門・技術職(教育関係)	専門・技術職(その他)	事務職	販売職(営業を含む)	サービス職(介護関係)	サービス職(飲食関係)	サービス職(その他)	警備・保安職	生産・製造・工程職	輸送・運転職	建設・採掘職	清掃等労働職	その他	無回答
n数	3,630	24	213	158	241	739	304	417	217	189	36	334	92	27	228	172	239
%	100.0	0.7	5.9	4.4	6.6	20.4	8.4	11.5	6.0	5.2	1.0	9.2	2.5	0.7	6.3	4.7	6.6

問5 短時間労働者の平均勤続年数は、どれくらいですか。

	全体	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	無回答
n数	3,630	114	656	897	1,189	465	309
%	100.0	3.1	18.1	24.7	32.8	12.8	8.5

問5付問。短時間労働者のうち、勤続年数が5年以上の人数割合は、どれくらいですか。

	「短時間労働者を雇用している」事業所計	0%	1%	2%	4%	6%	8%	無回答
n数	3,630	673	525	612	683	333	412	392
%	100.0	18.5	14.5	16.9	18.8	9.2	11.3	10.8

問6付問①。短時間労働者（定年再雇用者を含む）の、国民年金（基礎年金）の加入状況について伺います。被保険者区分は、どうなっていますか（人数記入または○の記入があった事業所で集計）。

(複数回答)	「短時間労働者を雇用している」事業所計	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	その他	無回答	平均選択数
n数	3,630	1,153	1,662	1,538	1,186	680	1.9
%	100.0	31.8	45.8	42.4	32.7	18.7	



問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分を、教えてください。

	「今後は雇用する予定がある」事業所計	短時間労働者を雇用している事業所計	強制適用事業所 （国や地方公共団体の事業所）	適用事業所 （企業）	任意適用事業所 （左記以外の事業所）	非適用事業所	特定適用事業所 （21事業所以外の事業所）	無回答	特定適用事業所以外の事業所計
n数	3,786	1,344	1,344	1,562	462	58	234	126	2,316
%	100.0	35.5	35.5	41.3	12.2	1.5	6.2	3.3	61.2

※通常の労働者（いわゆるフルタイムの正社員）と、週の所定労働時間が通常の労働者の3/4以上、かつ1ヶ月間の所定労働日数が3/4以上の短時間労働者の合計、と注釈。

問8. 短時間労働者（定年再雇用者を含む）に対する、社会保険の適用についてお伺いします。厚生年金・健康保険の適用基準は、「週の所定労働時間が、通常の労働者の概ね4分の3以上」（一般に週30時間以上等）とされていますが、平成28年（昨年）12月に年金改革法が成立し、平成29年4月1日から、労使合意に基づき企業単位で、一定の要件を満たす短時間労働者に対する適用拡大が、利用できるようになりました。こうした制度特例が設けられたことを、ご存知ですか。

	特定適用事業所等以外の事業所計	内容まで知っている	内容までは分らないが、知っている	知らない・分からない	無回答
n数	2,316	1,334	792	176	14
%	100.0	57.6	34.2	7.6	0.6

問8付問①. 貴事業所では、こうした制度特例に該当する、①週の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、②月額賃金が8万8,000円以上、③雇用見込み期間が1年以上のすべての要件を満たす、短時間労働者（学生は除く）を雇用していますか（雇用する予定はありますか）。

	特定適用事業所等以外の事業所計	雇用している（予定がある）	雇用していない（予定はない）	無回答
n数	2,316	1,422	872	22
%	100.0	61.4	37.7	0.9

問8付問②. こうした制度特例を、活用する意向はありますか。

	事業所等以外（特定適用事業所計）	既に適用を申請した	適用を申請する見通し	申請するつもりはない	未定・分からない	無回答
n数	1,422	79	67	455	730	91
%	100.0	5.6	4.7	32.0	51.3	6.4

問8付問(i). 適用を申請した（する）理由は、何ですか。

(複数回答)	「既に適用を申請している（雇用している）から」	「短時間労働者の雇用の確保」	「希望している自分自身」	「より長い労働時間から働く」	「親会社の意向やグループ会社の意向に準じるから」	「企業上イメー」	その他※	無回答	平均選択数
n数	146	106	53	45	9	7	11	2	1.6
%	100.0	72.6	36.3	30.8	6.2	4.8	7.5	1.4	

※「正社員から短時間労働者に転換した人がいるため」「法令遵守のため」「公的な団体だから」等の自由記述があった。

問8付問(ii). 適用を申請しない（していない）理由は、何ですか。

(複数回答)	「事業所が申請するつもりはない」	「総額人件費の増加につながるから」	「希望していない自分自身」	「労働者の同業だから」	「任意だから（業務ではないから）」	「親会社の意向やグループ会社の意向に準じるから」	その他※	無回答	平均選択数
n数	1,185	383	727	149	530	134	54	56	1.8
%	100.0	32.3	61.4	12.6	44.7	11.3	4.6	4.7	

※「短時間労働者は高齢者のため」「制度特例を知らなかったから」「短時間労働者は限定的だから」「季節毎等の人数変動が大きいから」等の自由記述があった。



問9付問(i). 新たに適用を拡大した理由は、何ですか。

(複数回答)	平均選択数	無回答	その他※	悪化させる恐れがあるから	週20時間未満では、雇用保険も適用対象外になってしまいうから	短時間労働者がより長い労働時間、働く動機になると思うから	適用を回避すると、業務等に支障がもつから	短時間労働者自身が希望したから	短時間労働者の処遇を改善し、人材の確保・定着を図りたいから	時間延長に伴い、対象者の所定労働時間を延長した	時間延長に伴い、対象者の所定労働時間を延長した	時間延長に伴い、対象者の所定労働時間を延長した
n数	280	4	5	46	28	41	111	219	127	280	280	280
%	100.0	1.4	1.8	16.4	10.0	14.6	39.6	78.2	45.4	100.0	100.0	100.0

※「法令遵守のため」等の自由記述があった。

問9付問(ii). 短時間労働者の週の所定労働時間を5時間以上延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賞金規定等を改定して2%以上増額し、かつ週の所定労働時間を1時間以上5時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合や、短時間労働者の手取り収入が減少しないよう、賞金規定等を改定して2%以上増額し、かつ週の所定労働時間を1時間以上5時間未満の範囲で延長して、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合には、「キャリアアップ助成金」(1人当たり2.85~2.4万円)が支給される可能性があります。問9の対応に当たり、これを活用しましたか。

(複数回答)	活用しなかった	活用しなかった	無回答
n数	280	249	18
%	100.0	88.9	6.4

問9付問(ii)付問. 活用しなかった理由は、何ですか。

(複数回答)	平均選択数	無回答	その他※	支給要件(賞金規定等の増額)が厳しいから	支給要件(週の所定労働時間)が厳しいから	手続が面倒だから	助成金制度があることを知らなかったから	特に必要なかったから	キャリアアップ助成金を活用しなかった
n数	249	10	18	32	18	54	103	65	249
%	100.0	4.0	7.2	12.9	7.2	21.7	41.4	26.1	100.0

※「支給要件を満たす該当者がいなかったから」「助成金関係は本社所管のため」等の自由記述があった。

問9付問(iii). 新たな適用を回避した理由は、何ですか。

(複数回答)	平均選択数	無回答	その他	親会社の意向やグループ会社の動向に準じるから	短時間労働者自身が希望していないから	総額人件費の増加につながるから
n数	308	19	2	3	282	57
%	100.0	6.2	0.6	1.0	91.6	18.5

問9付問(iv). 付問(iii)で2を選択した場合、短時間労働者が社会保険の適用を希望しない理由は、何だと思いますか。

(複数回答)	平均選択数	無回答	その他※	周囲の動向を見てから、思いついてから	会社側(社会保険に加入したいという)希望を言い難いから	(自身で)社会保険に加入するメリットがわからないから	働く時間が増やせないから	健康保険の扶養から外れるから	配偶者の会社から手当(配偶者手当や家族手当等)が支給されない恐れがあるから	配偶者控除を受けられなくなるから	手取り収入が減少するから
n数	282	9	6	50	81	221	221	185	211	183	282
%	100.0	3.2	2.1	17.7	28.7	78.4	78.4	65.6	74.8	64.9	100.0

※「年金が減額になってしまったため」等の自由記述があった。

問9付問(v). 短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度があることを、ご存知でしたか。

	知っていた	知らなかった	無回答
n数	308	120	157
%	100.0	39.0	51.0
			10.1

問10. 適用拡大の対象となる短時間労働者に対しては、いつ頃、説明を行いましたか。

	平成27年9月以前	平成27年10月～平成28年3月	平成28年4～9月	平成28年10月以降	無回答
n数	386	23	40	283	23
%	100.0	6.0	10.4	73.3	6.0
					4.4

問11. 平成28年4月(適用拡大の半年前)～平成29年3月末(適用拡大の半年後)までの1年間に於ける、厚生年金・健康保険の適用の拡大状況について教えてください。(人数記入欄)

(平成28年4月時点で、適用拡大の要件を満たしていた短時間労働者(定年再雇用者を含む))

	0人	1人	5人	6人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
n数	880	98	349	78	73	21	23	13	63	162
%	100.0	11.1	39.7	8.9	8.3	2.4	2.6	1.5	7.2	18.4

(上記のうち、適用拡大を経て平成29年3月末までに下記の対応を行った人)

	0人	1人	5人	6人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
所定労働時間を週30時間以上に延長して、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	399	143	21	13	11	4	2	10
%	100.0	45.3	16.3	2.4	1.5	1.3	0.5	0.2	1.1	31.5
所定労働時間を寛えずに、あるいはやや延長して週20時間以上30時間未満で、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	156	290	53	50	22	5	9	30
%	100.0	17.7	33.0	6.0	5.7	2.5	0.6	1.0	3.4	30.1
厚生年金・健康保険の適用を回避するため、所定労働時間を短縮した人	n数	880	285	216	36	22	7	5	6	16
%	100.0	32.4	24.5	4.1	2.5	0.8	0.6	0.7	1.8	32.6
退職した(厚生年金・健康保険の適用拡大を理由とするものに限らない)人	n数	880	399	136	30	9	5	6	2	13
%	100.0	45.3	15.5	3.4	1.0	0.6	0.7	0.2	1.5	31.8

(平成28年5月以降～平成29年3月末までに、下記の対応を行った人)

	0人	1人	5人	6人	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
所定労働時間を延ばすなどして、新たに厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	282	149	26	11	7	4	3	15
%	100.0	32.0	16.9	3.0	1.3	0.8	0.5	0.3	1.7	43.5
新たに採用(定年再雇用を含む)して、厚生年金・健康保険が適用された人	n数	880	260	147	30	26	6	5	8	22
%	100.0	29.5	16.7	3.4	3.0	0.7	0.6	0.9	2.5	42.7

問11. 新たに厚生年金・健康保険が適用された人の、以前の被保険者区分(%記入欄)

	0%	1%	2%	4%	6%	8%	無回答	
第1号被保険者	n数	880	171	23	28	26	8	66
%	100.0	19.4	2.6	3.2	3.0	0.9	7.5	63.4
第2号被保険者	n数	880	217	20	19	17	16	33
%	100.0	24.7	2.3	2.2	1.9	1.8	3.8	63.4
第3号被保険者	n数	880	173	29	15	24	21	60
%	100.0	19.7	3.3	1.7	2.7	2.4	6.8	63.4
その他	n数	880	230	15	10	11	10	46
%	100.0	26.1	1.7	1.1	1.3	1.1	5.2	63.4

問12. 厚生年金・健康保険の適用拡大（平成28年（昨年）10月1日）（規模500人以下の地方公共団体については平成28年4月1日）に伴い、短時間労働者（定年再雇用者を含む）の平均的な所定労働時間の長さや雇用者数は、どのように変化しましたか（契約期間等に合わせ、前倒して見直した場合も含め、適用拡大を主な理由とする過去1年程度の変化についてご回答ください）。

(平均的な所定労働時間の長さ)

	社会保険の適用拡大に伴い、見直しを行ったか 見直しを行ったが、適用拡大の対象者を見直しを 行わなかった 特定適用事業所等計	大幅に（+15%以上） 長くなった	やや（+5%以上） 長くなった	15%未満 長くなった	横ばい（±5%未満） で 推移した	やや（-5%未満） 短くなった	15%未満 短くなった	大幅に（-15%以下） 短くなった	無回答	長くなった計	短くなった計
n数	880	4	61	614	97	7	97	65	104		
%	100.0	0.5	6.9	69.8	11.0	0.8	11.0	7.4	11.8		

(雇用者数)

	社会保険の適用拡大に伴い、見直しを行ったか 見直しを行ったが、適用拡大の対象者を見直しを 行わなかった 特定適用事業所等計	増加（+10%以上） した	やや増加（+5%以上） した	10%未満 増加した	横ばい（±5%未満） で 推移した	やや減少（-5%以下） した	10%未満 減少した	減少（-10%以下） した	無回答	増加した計	減少した計
n数	880	13	42	673	31	15	106	55	46		
%	100.0	1.5	4.8	76.5	3.5	1.7	12.0	6.3	5.2		

問12付問①. 適用拡大後、短時間労働者の必要な総労働力を、確保できていますか。

	社会保険の適用拡大に伴い、見直しを行ったか 見直しを行ったが、適用拡大の対象者を見直しを 行わなかった 特定適用事業所等計	できています	できていないが、 今後については不安	できていない	無回答
n数	880	367	180	186	147
%	100.0	41.7	20.5	21.1	16.7

問12付問②. 適用拡大後の職場の変化として、次のa～eにどの程度、当てはまりますか。

(a. 短時間労働者の就労意欲が高まった)

	社会保険の適用拡大に伴い、見直しを行ったか 見直しを行ったが、適用拡大の対象者を見直しを 行わなかった 特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる	どちらかと言えば 当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・ 分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n数	880	3	80	131	106	495	65	83	237
%	100.0	0.3	9.1	14.9	12.0	56.3	7.4	9.4	26.9

(b. 短時間労働者の定着率が高まった)

	社会保険の適用拡大に伴い、見直しを行ったか 見直しを行ったが、適用拡大の対象者を見直しを 行わなかった 特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる	どちらかと言えば 当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・ 分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n数	880	6	77	131	129	471	66	83	260
%	100.0	0.7	8.8	14.9	14.7	53.5	7.5	9.4	29.5

(c. 短時間労働者の求職者数が増えた)

	社会保険の適用拡大に伴い、見直しを行ったか 見直しを行ったが、適用拡大の対象者を見直しを 行わなかった 特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる	どちらかと言えば 当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・ 分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n数	880	-	20	185	192	414	69	20	377
%	100.0	-	2.3	21.0	21.8	47.0	7.8	2.3	42.8

(d. 短時間労働者の求職者の質が上がった)

	社会保険の適用拡大に伴い、見直しを行ったか 見直しを行ったが、適用拡大の対象者を見直しを 行わなかった 特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる	どちらかと言えば 当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・ 分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n数	880	-	13	151	157	493	66	13	308
%	100.0	-	1.5	17.2	17.8	56.0	7.5	1.5	35.0

(e. 正社員の残業時間（残業代）が減った)

	社会保険の適用拡大に伴い、見直しを行ったか 見直しを行ったが、適用拡大の対象者を見直しを 行わなかった 特定適用事業所等計	非常に当てはまる	どちらかと言えば 当てはまる	どちらかと言えば 当てはまらない	全く当てはまらない	何とも言えない・ 分からない	無回答	当てはまる計	当てはまらない計
n数	880	3	32	209	209	360	67	35	418
%	100.0	0.3	3.6	23.8	23.8	40.9	7.6	4.0	47.5



問 1 3. 今後、厚生年金・健康保険の更なる適用拡大(例えば、規模要件や賃金要件の廃止、労働時間要件の引下げ等)が行われた場合、貴事業所ではどのような対応を行うと思いますか。

	全労働者事業所計	基に基づき、適用拡大の内容や労働時間等も変更する	別割合については新たな適用を判断する(一定割合の適用を回す)	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	何とも言えない・分からない	無回答
n数	5,523	2,326	908	74	2,114	101			
%	100.0	42.1	16.4	1.3	38.3	1.8			
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	3,786	1,633	762	64	1,252	75			
%	100.0	43.1	20.1	1.7	33.1	2.0			

問 1 3 付問①. 新たに適用を拡大する理由は、何ですか。

(複数回答)	事労働情も交えて加入可否を判断する(一定割合の適用を回す)	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	別割合については新たな適用を判断する(一定割合の適用を回す)	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	無回答	平均選択数
n数	3,234	881	582	1,437	345	624	463	227	622	1.8
%	100.0	27.2	18.0	44.4	10.7	19.3	14.3	7.0	19.2	
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	2,395	740	476	1,111	253	488	324	153	434	1.8
%	100.0	30.9	19.9	46.4	10.6	20.4	13.5	6.4	18.1	

※「法的に適用拡大となれば加入してもらうのが当然のため」「法令遵守のため」「社会的要請に対応するため」「本人の希望を優先するため」「短時間労働者が非常に少ないため」等の自由記述があった。

問 1 3 付問②. どのような方法で、適用を回避(一部適用・一部回避を含む)しますか。

(複数回答)	出更希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	別割合については新たな適用を判断する(一定割合の適用を回す)	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	無回答	平均選択数
n数	982	558	408	84	128	9	49	51		1.3
%	100.0	56.8	41.5	8.6	13.0	0.9	5.0	5.2		
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	826	468	363	72	112	4	36	42		1.3
%	100.0	56.7	43.9	8.7	13.6	0.5	4.4	5.1		

※「短時間労働者を雇用しない」「正社員でカバーする」「本人の希望に応じる」「分からない」等の自由記述があった。

問 1 3 付問③. そうした対応で、事業所経営に必要な労働力を充分、確保できると思いますか。

	出更希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	別割合については新たな適用を判断する(一定割合の適用を回す)	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	無回答
n数	982	150	287	516	29				
%	100.0	15.3	29.2	52.5	3.0				
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	826	123	252	426	25				
%	100.0	14.9	30.5	51.6	3.0				

問 1 3 付問④. 対応方針は、どのような要素に依存して決まってくると思いますか。

(複数回答)	出更希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	別割合については新たな適用を判断する(一定割合の適用を回す)	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	短時間労働者自身の希望も踏まえて、社内の事情も交えて加入可否を判断する	無回答	平均選択数
n数	2,114	1,079	806	558	599	891	125	458	103	2.2
%	100.0	51.0	38.1	26.4	28.3	42.1	5.9	21.7	4.9	2.0
短時間労働者を「雇用している」か、「今後、雇用する予定がある」事業所計	1,252	622	471	367	310	658	70	257	54	2.3
%	100.0	49.7	37.6	29.3	24.8	52.6	5.6	20.5	4.3	1.8

※「短時間労働者の活用状況(2.0時間未満の人数等)」「社会保険料」「強制力の程度(義務が否か)」「分からない」等の自由記述があった。

※常時5人以上の雇用者が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所は社会保険の適用事業所となるが、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等はその限りではない  
 （なお、これらの事業所も、厚生労働大臣の認可を受けることにより任意適用事業所となることができると）と注釈。

	全有効回答事業所計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えませんが納得できない	よく分からない	無回答	納得できない計	納得できない計
n数	5,523	519	1,065	1,089	478	340	1,584	1,567
%	100.0	9.4	19.3	19.7	8.7	6.2	28.7	28.4

問 1 4 付問②. 企業の規模によって、短時間労働者に対する社会保険の適用範囲が異なり、企業間で競争条件が異なることについて、どう思いますか。

	全有効回答事業所計	納得できる	どちらかと言えば納得できる	どちらかと言えませんが納得できない	よく分からない	無回答	納得できる計	納得できない計
n数	5,523	616	1,536	1,223	479	1,516	2,152	1,702
%	100.0	11.2	27.8	22.1	8.7	27.4	39.0	30.8

問 1 5. 貴事業所が必要な労働力を確保する上で、短時間労働者が所得税や社会保険、年金の支給等を意識して労働時間の長さ等を調整する、いわゆる「就業調整」はどの程度、影響していますか。

	全有効回答事業所計	大いに影響している	一定程度影響している	特段、影響していない	無回答
n数	5,523	440	1,460	3,240	383
%	100.0	8.0	26.4	58.7	6.9

問 1 5 付問①. 「就業調整」には多様な種類がありますが、貴事業所にとってはどの基準（所得税や社会保険、年金の支給等に係る適用基準）が、影響していると思いますか。

(複数回答)	就業調整が「影響している」事業所計	住民税の支払い義務を回避するための基準(100万円以下に抑制)	自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準(100万円以下に抑制)	配偶者控除の適用を受けるための基準(100万円以下に抑制)	配偶者特別控除の適用を受けるための基準(100万円未満に抑制)	とどまるための基準(130万円未満に抑制)	配偶者の被用者保険の被扶養者に(100万円未満に抑制)	雇用保険の加入を回避するための基準(週20時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週30時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週20時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週30時間未満に抑制)	所得税の適用税率を低く抑えるための基準(19.5万円以下に抑制)	所得税の適用税率を低く抑えるための基準(19.5万円以下に抑制)	手当(配偶者手当、家族手当等)をもらえなくなることを回避するための基準	一定額を超える(配偶者の勤務先から)小さくなるようにする基準	受給している公的年金が支給停止にならないよう(あるいは減額率が小さくなるように)する基準	その他※	無回答	平均選択数
	n数	1,900	327	787	1,403	573	1,156	217	632	603	33	542	315	16	15	3.5	0.8	0.8	
%	100.0	17.2	41.4	73.8	30.2	60.8	11.4	33.3	31.7	1.7	28.5	16.6	0.8	0.8					

※「外国人留学生の勤務時間制限」「母子手当の支給要件」「保育園の入所基準」「介護保険料」等の自由記述があった。

問 1 5 付問②. 付問①でOを付けたうち、もっとも影響が大きい基準は何だと思いますか。

	就業調整が「影響している」事業所計	住民税の支払い義務を回避するための基準(100万円以下に抑制)	自身の収入に対する所得税の課税を回避するための基準(100万円以下に抑制)	配偶者控除の適用を受けるための基準(100万円以下に抑制)	配偶者特別控除の適用を受けるための基準(100万円未満に抑制)	とどまるための基準(130万円未満に抑制)	配偶者の被用者保険の被扶養者に(100万円未満に抑制)	雇用保険の加入を回避するための基準(週20時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週30時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週20時間未満に抑制)	社会保険の加入を回避するための基準(週30時間未満に抑制)	所得税の適用税率を低く抑えるための基準(19.5万円以下に抑制)	所得税の適用税率を低く抑えるための基準(19.5万円以下に抑制)	手当(配偶者手当、家族手当等)をもらえなくなることを回避するための基準	一定額を超える(配偶者の勤務先から)小さくなるようにする基準	受給している公的年金が支給停止にならないよう(あるいは減額率が小さくなるように)する基準	その他	無回答
n数	1,900	8	133	682	38	392	16	145	189	-	61	96	8	132				
%	100.0	0.4	7.0	35.9	2.0	20.6	0.8	7.6	9.9	-	3.2	5.1	0.4	6.9				

問 1 6. 社会保険に加入できる条件が掲げられた求人が、人材の確保に有効かどうかについて、貴事業所ではどのように感じていますか。

	全有効回答事業所計	非常に有効だと思う	どちらかといえば有効だと思う	何とも言えない・分からない	どちらかと思わない	全く関係ないと思う	無回答	有効だと思う計	関係ないと思う計
n数	5,523	559	2,074	1,424	959	361	146	2,633	1,320
%	100.0	10.1	37.6	25.8	17.4	6.5	2.6	47.7	23.9

問17. 貴事業所では、配偶者手当を支給していますか。

	全有効回答事業所計	支給している	過去5年間に廃止した	以前(5年以上前)から支給していない	無回答
n数	5,523	3,931	136	1,391	65
%	100.0	71.2	2.5	25.2	1.2

問17付問①. 過去5年間に、見直しを行いましたか。

	事業所計	配偶者手当を「見直し(縮小)を行った」	見直し(拡充)を行った	見直しは特段、行ってはいない	無回答
n数	3,931	261	264	3,338	68
%	100.0	6.6	6.7	84.9	1.7

問17付問②. 今後、見直しの予定はありますか。

	事業所計	配偶者手当を「見直し(縮小)を予定している」	見直しの予定はないが検討する	全く考えていない	無回答
n数	3,931	276	657	1,980	1,018
%	100.0	7.0	16.7	50.4	25.9

問17付問(i). どのような見直しを行いましたか(どのような見直しを予定していますか)。

(複数回答)	事業所計	「過去5年間の見直しを「見直し(縮小)を行っており、今後5年間の見直しを予定している」	「基本給に配偶者手当の原資を充当」	「子ども等の扶養家族(配偶者を除く)に対する原資を充当」	「資格や能力等に依りて支給する手当に、配偶者手当の原資を充当」	「(収入要件)の引上げ要件」	「配偶者手当の支給水準の引下げ」	「配偶者手当の廃止」	その他※	無回答	平均選択数
n数	731	46	248	11	92	139	41	128	148	1.2	
%	100.0	6.3	33.9	1.5	12.6	19.0	5.6	17.5	20.2		
問17付問①. 過去5年間の見直し状況											
見直し(拡充または縮小)を行った	525	20	179	7	66	109	9	109	98	1.2	
%	100.0	3.8	34.1	1.3	12.6	20.8	1.7	20.8	18.7		
問17付問②. 今後の見直し予定											
見直しを予定している	276	29	111	4	30	50	36	25	56	1.3	
%	100.0	10.5	40.2	1.4	10.9	18.1	13.0	9.1	20.3		

※「(ペイに準ずる)配偶者手当の増額」「支給要件の追加」「配偶者手当を減額し、子の扶養手当を増額した」「介護支援手当を新設し、配偶者手当の原資を充当した」「フルタイム内で支給要件を統一」「人事院報告に準拠した見直し」「具体的な見直し内容は未定」等の自由記述があった。

問17付問(iii). 貴事業所の配偶者手当に、収入要件はありますか(過去5年間に廃止した場合、収入要件はありましたか)。

	事業所計	「ある(あった)」	「ない(なかった)」	無回答
n数	4,067	2,665	1,147	255
%	100.0	65.5	28.2	6.3
問17. 配偶者手当の支給有無				
支給している	3,931	2,576	1,110	245
%	100.0	65.5	28.2	6.2
過去5年間に廃止した	136	89	37	10
%	100.0	65.4	27.2	7.4

問17付問(iii)付問. 現在、支給している配偶者手当の、収入要件はどうなっていますか。

	事業所計	「適用を3万円を超える(配偶者控除の基礎額)」	「10万円(配偶者の扶養家族の基礎額)」	「13万円(配偶者の扶養家族の基礎額)」	「15万円(配偶者の扶養家族の基礎額)」	「18万円(配偶者の扶養家族の基礎額)」	「20万円(配偶者の扶養家族の基礎額)」	その他※	無回答
n数	2,665	1,342	1,145	31	139	8			
%	100.0	50.4	43.0	1.2	5.2	0.3			

※「130万円以内+介護認定」「配偶者の収入が本人収入を超えないこと」「1か2のいずれかであること」「300万円以内」「201万円以内」「141万円未満」「120万円以下」「100万円以下」「無収入であること」「本人が世帯主であること」等の自由記述があった。

問18. 貴事業所では、兼業・副業規制(許可なく他人に雇入れられることや、在職のまま他の職業に従事すること等の禁止)を定めていますか。

	全有効回答事業所計	「定められている」	「定められていない」	「特段、定められていない」	無回答
n数	5,523	4,003	257	929	334
%	100.0	72.5	4.7	16.8	6.0

問18付問①. 兼業・副業規制の適用範囲を、教えてください。

(複数回答)	兼業・副業規制を一定めている事業所計	正社員(無期契約)	再雇用者(正社員の一定年後)	フルタイム労働者(1.2以外)	短時間労働者(1.2以下)	無回答	平均選択数
n数	4,260	4,001	2,705	1,857	1,302	74	2.4
%	100.0	93.9	63.5	43.6	30.6	1.7	

問18付問②. 規制の有無に依らず、貴事業所として兼業・副業の実態をどの程度、把握していますか。

	全有効回答事業所計	ほとんど把握している	ある程度把握している	把握していない	無回答
n数	5,523	1,326	2,006	1,900	291
%	100.0	24.0	36.3	34.4	5.3

問18付問③. 一般に、労働者が兼業・副業を行っている場合に、兼業・副業先の労働条件(所定労働時間の長さや月額賃金等)を通算して、社会保険の適用可否を判断することについて、どのように考えますか。

「A. 兼業・副業の拡大につながる」⇔「B. 兼業・副業の抑制につながる」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	無回答	拡大につながる兼業・副業の計	抑制につながる兼業・副業の計
n数	5,523	168	466	3,322	836	443	288	634	1,279
%	100.0	3.0	8.4	60.1	15.1	8.0	5.2	11.5	23.2

「A. 人材の確保・定着につながる」⇔「B. 人材の流出につながる」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	無回答	Aとなる人材の確保・定着に	Bとなる人材の流出に
n数	5,523	90	550	3,718	616	261	288	640	877
%	100.0	1.6	10.0	67.3	11.2	4.7	5.2	11.6	15.9

「A. 社会保険料負担の増加よりも、人材の確保を優先したい」⇔「B. 人材の確保よりも、社会保険料負担が増加しないことを優先したい」

	全有効回答事業所計	Aである	どちらかと言えばA	何とも言えない	どちらかと言えばB	Bである	無回答	増加しないこと、人材の確保を優先したい計	社会保険料負担が増加しても、人材の確保を優先したい計
n数	5,523	546	1,169	3,100	298	125	285	1,715	423
%	100.0	9.9	21.2	56.1	5.4	2.3	5.2	31.1	7.7



(事業所に於ける雇用者の規模)

Table with columns for employment scale (e.g., 30 people or below, 31-100, etc.), total count, and regional breakdown (e.g.,北海道, 東北, etc.).

(労使関係)

Table with columns for labor relations (e.g., presence of labor unions, agreements), total count, and regional breakdown, mirroring the structure of the first table.













問8付問(i). 適用を申請した(する)理由は、何ですか。

(複数回答)	この適用を申請する見通し	短時間労働者の処遇を改善する見通し	短時間労働者自身が希望しているから	労働時間労働者がより長くなると思うから	会社の方意向やグループ親会社の意向に準じるから	企業イメージが向上するから	その他	無回答	平均選択数
問8付問②. 制度特例を活用する意向	100.0	72.6	36.3	30.8	6.2	4.8	7.5	1.4	-
既に適用を申請した	100.0	69.6	45.6	38.0	7.6	1.3	5.1	2.5	1.7
適用を申請する見通し	67	51	17	15	3	6	7	-	1.5
問1. 主たる業種	100.0	62.5	37.5	37.5	-	6.3	6.3	6.3	1.2
建設業	16	10	6	6	-	1	1	1	1.6
製造業	100.0	62.5	37.5	37.5	-	6.3	6.3	6.3	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	2	1	1	1	-	-	2.3
情報通信業	100.0	66.7	66.7	33.3	33.3	33.3	-	-	1.5
運輸業、郵便業	4	2	2	1	-	-	1	-	1.5
卸売業	16	11	7	4	1	1	-	-	1.5
小売業	16	68.8	43.8	25.0	6.3	6.3	1	2	1.4
金融業、保険業	4	12	6.3	25.0	12.5	6.3	12.5	-	1.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	3	1	-	2	-	-	1	-	1.3
宿泊業、飲食サービス業	19	16	8	9	1	-	-	-	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	3	1	1	1	1	-	-	-	1.3
教育、学習支援業	3	3	1	-	-	-	1	-	1.7
医療、福祉	36	26	17	15	1	2	4	-	1.8
複合サービス事業(郵便局、協同組合など)	100.0	72.2	47.2	41.7	2.8	5.6	11.1	-	1.3
サービス業(他に分類されないもの)	11	3	2	-	-	-	1	-	1.8
公務	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無回答	1	1	-	-	-	-	-	-	1.0
サービス業計	39	28	15	14	4	1	2	1	1.7
問1. 事業所に於ける雇用者の規模	100.0	71.8	38.5	35.9	10.3	2.6	5.1	2.6	-
30人以下	44	32	14	11	4	-	5	-	1.5
31~100人	55	40	16	20	2	3	3	2	1.6
101~300人	40	29	17	13	3	4	2	-	1.7
301~500人	3	2	2	1	-	-	1	-	2.0
501~1,000人	2	1	2	-	-	-	33.3	-	1.5
1,001人以上	1	1	1	-	-	-	-	-	2.0
無回答	1	1	1	-	-	-	-	-	2.0
問1. 所在地ブロック	100.0	50.0	100.0	-	-	-	-	-	-
北海道	5	5	1	1	-	-	-	-	1.4
東北	18	16	5	6	-	2	-	-	1.6
北関東・甲信	9	7	3	3	1	2	1	-	1.9
南関東	100.0	77.8	33.3	33.3	11.1	22.2	11.1	-	1.7
北陸	39	29	17	14	1	1	3	-	1.6
東海	8	6	3	1	1	1	1	-	1.3
近畿	18	11	5	4	2	-	1	-	1.7
中国	10	61.9	47.6	38.1	-	4.8	19.0	-	1.4
四国	7	5	1	3	2	-	-	2	2.3
九州	100.0	50.0	10.0	30.0	20.0	-	-	20.0	1.3
無回答	2	1	-	-	1	-	-	-	1.0
問1付問. 経常利益額の3年前との比較	100.0	85.7	50.0	21.4	-	14.3	7.1	-	-
増加した計	49	36	16	13	3	2	4	1	1.5
横ばい(±5%未満の増減)で推移した	36	20	12	8	4	-	3	1	1.3
減少した計	100.0	55.6	33.3	22.2	11.1	-	8.3	2.8	-
事業所の設立から4年未満である	46	37	18	20	2	3	3	-	1.8
無回答	14	80.4	39.1	43.5	4.3	6.5	6.5	-	2.0
問1付問. 労使関係	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	-	-
過半数代表の労働組合がある	26	19	9	11	4	-	2	-	1.7
過半数代表ではないが、労働組合がある	11	8	6	2	-	-	-	1	1.6
労働組合はないが、定期的な労使協議がある	41	31	14	12	2	3	3	-	1.6
労働組合も、定期的な労使協議もない	64	75.6	34.1	29.3	4.9	7.3	7.3	2.4	1.6
無回答	4	70.3	34.4	31.3	4.7	4.7	9.4	-	1.5
問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分	100.0	75.0	50.0	-	-	25.0	-	-	-
特定適用事業所等計	146	106	53	45	9	7	11	2	1.6
特定適用事業所等以外の事業所計	100.0	72.6	36.3	30.8	6.2	4.8	7.5	1.4	-
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	-

問8付問(i i) . 適用を申請しない(していない)理由は、何ですか。

Table with multiple columns: (複数回答), ない「適用を申請するつもりは...」, つな金額が増えるから, 総額, 希望, 短時間労働者自身, 労働者の同意を得るなど, 任意, 親会社の意向やグループ会社との動向に準じるから, その他, 無回答, 平均選択数. Rows include: 総数, 問8付問②. 制度特例を活用する意向, 問1. 主たる業種, 問1. 事業所に於ける雇用者の規模, 問1. 所在地ブロック, 問1付問. 経常利益額の3年前との比較, 問1付問. 労使関係, 問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分.

調査シリーズNo.182

問8付問(i i i) .

常時の雇用者規模が501人以上の企業では、一定の要件を満たす短時間労働者に対して、厚生年金・健康保険の適用が拡大されました。これを回避する目的で、平成24年8月からこの間に、分社化や常時の雇用者規模の抑制等を行いましたか。

Table with multiple columns: 分は「適用を申請するつもりは...」, 分社化等を目的の行ったと, 回避を目的とするもの(含む), 分社化等を行ったと, 無回答. Rows include: 総数, 問1. 主たる業種, 問1. 事業所に於ける雇用者の規模, 問1. 所在地ブロック, 問1付問. 経常利益額の3年前との比較, 問1付問. 労使関係, 問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分.





















問9付問(iii). 新たな適用を回避した理由は、何ですか。

Table with columns for response counts and reasons. Rows include: 問9付問① 具体的な見直し内容, 問1. 主たる業種, 問1. 事業所に於ける雇用者の規模, 問1. 所在地ブロック, 問1付問. 経常利益額の3年前との比較, 問1付問. 労使関係.

Table with columns for response counts and reasons. Rows include: 問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分, 問2付問. 短時間労働者の人数割合, 問3. 短時間労働者の雇用理由(複数回答), 問4. 短時間労働者の活用職種(複数回答).







問9付問(v). 短時間労働者の週の所定労働時間を延長し、新たに厚生年金・健康保険を適用した場合等には、「キャリアアップ助成金」が支給される可能性があります。こうした制度があることを、ご存知でしたか。

問10. 適用拡大の対象となる短時間労働者に対しては、いっ填、説明を行いましたか。

Table with 4 columns: Response, Total, Know, Don't know, No answer. Rows include: Total, Q9 (v) specific content, Q1 Main industry, Q1 Scale, Q1 Location block, Q1 Career benefit comparison, Q1 Labor relation.

Table with 8 columns: Response, 27 months prior, 28 months prior, 29 months prior, 30 months prior, 31 months prior, No answer. Rows include: Total, Q1 Main industry, Q1 Scale, Q1 Location block, Q1 Career benefit comparison, Q1 Labor relation, Q7 Employment status distinction, Q10 Explanation.











Table with columns for response categories and counts. Includes questions about methods of application avoidance, job types, and business status. Columns include '平均選択数' (Average number of selections) and '無回答' (No answer).

Table with columns for response categories and counts. Includes questions about application avoidance methods, reasons for hiring short-term workers, and job types. Columns include '平均選択数' (Average number of selections) and '無回答' (No answer).









問 1 4 付問①. 個人事業所の場合、業種によって社会保険の適用事業所となるかどうかが変わることについて、どう思いますか。

Table with 10 columns: 全有効回答事業所計, 納得できる, 納得できない, どちらかと言えば, どちらかと言えば, よく分からない, 無回答, 納得できる計, 納得できない計. Rows include: 総数, 短時間労働者を「雇用している」か, 問 1. 主たる業種 (建設業, 製造業, etc.), 問 1. 事業所に於ける雇用の規模, 問 1. 所在地ブロック, 問 1 付問. 経常利益額の3年前との比較, 問 1 付問. 労使関係.

Table with 10 columns: 全有効回答事業所計, 納得できる, 納得できない, どちらかと言えば, どちらかと言えば, よく分からない, 無回答, 納得できる計, 納得できない計. Rows include: 総数, 短時間労働者を「雇用している」か, 問 7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分, 問 2 付問. 短時間労働者の人数割合, 問 3. 短時間労働者の雇用理由, 問 4. 短時間労働者の活用職種.



















問18付問③ 一般に、労働者が兼業・副業を行って「調査対象」として兼業・副業先の労働条件（所定労働時間の長さや月額賃金等）を  
通算して、社会保険の適用可否を判断することについて、  
どのように考えますか。

「A. 兼業・副業の拡大につながる」⇔「B. 兼業・副業の抑制につながる」

Main survey results table with 16 columns: 全有効回答事業所計, Aである, Bである, etc. Rows include: 総数, 短時間労働者を「雇用している」か, 問1. 主たる業種, 問1. 事業所に於ける雇用者の規模, 問1. 所在地ブロック, 問1付問. 経常利益額の3年前との比較, 問1付問. 労働関係, 問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分.

問18付問② 規制の有無に依らず、貴事業所として兼業・副業の実態をどの程度、把握していますか。

Main survey results table with 5 columns: 全有効回答, 把握している, 把握していません, etc. Rows include: 総数, 短時間労働者を「雇用している」か, 問1. 兼業・副業規制の規定状況, 問1. 主たる業種, 問1. 事業所に於ける雇用者の規模, 問1. 所在地ブロック, 問1付問. 経常利益額の3年前との比較, 問1付問. 労働関係, 問7. 厚生年金・健康保険の適用上の区分.



